

# 三重県集客施設時短要請等協力金 (令和3年8月20日～令和3年9月12日)のご案内 (緊急事態宣言発令後改訂版)

8月27日から、本県に緊急事態宣言が適用されることに伴い、8月20日から実施していた「三重県集客施設時短要請協力金」の対象地域や支給対象施設等について、8月27日から以下のとおり変更します

## 要請期間

令和3年8月20日(金)から9月12日(日)まで

## 対象地域

三重県全域

## 支給対象施設

詳細は別表を参照してください。

建築物の床面積が1,000㎡を超える次の大規模施設(1)(2)

劇場、集会場、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)

運動施設、博物館、遊技場、遊興施設、

物品販売業・サービス業を営む店舗(生活必需物資、サービスを除く)

1) 建築物以外の工作物や敷地(野外のテニスコート、サッカー場等)は床面積には含めませんのでご注意ください。

2) 時短要請の対象となる床面積と協力金算定の対象となる面積の考え方は異なりますのでご注意ください。

上記の一部を賃借するテナント等(3)

の大規模施設を利用する一般消費者を対象に飲食業以外の事業(4)を営む事業者。

3) テナント等の場合、に該当する大規模施設内に店舗を有しており、かつ、の大規模施設が時短営業に全面的に協力いただいた結果、時短営業することとなった場合に協力金の支給対象となります。

4) テナントとして入居する飲食業の事業者について、三重県飲食店時短要請協力金の対象となっていないテイクアウト専門店、キッチンカー等であって、かつ、テナント事業者としての要件を満たす場合は、本協力金の対象となる可能性があります。

建築物の床面積が1,000㎡以下の食品衛生法上における飲食店営業許可を受けていないカラオケ店

## 主な支給要件

要請の対象地域内に施設があり20時(1)までの時短営業に全面的に協力(2)いただいた大規模施設等(3、4)を運営する事業者(大企業を含む)であること。

1) 映画館等の一部施設については、21時までの時短営業。

2) 全面的に協力とは、要請期間の全期間、対象地域内の全ての対象施設について、20時から翌日午前5時まで営業を行わない時短営業に協力いただくことをいいます。また、緊急事態宣言措置実施期間から協力いただく場合も、対象となりますが、協力金は実施期間に応じて算定します。

3) テナント等の場合、要請対象の大規模施設内に店舗を有しており、かつ、大規模施設が時短営業に全面的に協力いただいた結果、時短営業となった場合に対象となります。

4) 食品衛生法上における飲食店営業許可を受けていないカラオケ店は、休業に協力いただく必要があります。

8月5日時点で20時を越えて支給対象施設を営業している事業者であること(カラオケ店除く)業種別ガイドラインを遵守していること

## 【三重県集客施設時短要請等協力金相談窓口】

開設期間：8月20日(金)～10月15日(金)

電話番号：059-224-3184 受付時間：9時から17時

土日祝は除く。

## 支給金額

飲食店等を対象とした三重県飲食店時短要請協力金との重複受給はできません。

### 大規模施設

1,000㎡ 毎に20万円 × 時短率 × 時短日数

飲食店営業許可を受けていないカラオケ店で休業した場合、1,000㎡毎に20万円 × 休業日数

### テナント等

100㎡毎に2万円 × 時短率 × 時短日数

### カラオケ店

2万円 × 休業日数

**時短率：短縮した時間 / 本来の営業時間**

協力金の対象となる面積は、以下のとおりです。

- ・大規模施設の場合、自己利用部分面積（大規模施設運営事業者自らが一般消費者向け事業の用に直接供している部分）となり、テナント事業者等の区画や施設間の通路等の面積は含まれません。また、要請対象外となる生活必需品販売・サービス提供等の面積も含まれません。
- ・テナント等の場合、大規模施設内のテナント事業者等の専用の店舗等面積となります。

例）10時～22時まで営業する3,000㎡（百貨店内の生活必需物資販売エリア等の面積を除く）の百貨店が8/20～9/12の24日間、20時までの時短要請に協力した場合  
20万円 × （3,000㎡ / 1,000㎡） × （2時間 / 12時間） × 24日間 = 240万円 を支給

## 申請の大まかな流れ

### 要請内容や支給要件を確認する

#### 要請に応じた営業を行う（20時までの営業時間短縮等）

時短営業・休業を証明する店舗写真、店舗の外観・内観写真等を撮影してください。  
上記に加えて、テナント等の場合、入居する大規模施設等が要請期間中に時短営業を行っていたことがわかる資料（HPの印刷等）を準備しておいてください。

#### 申請受付要項公表後

申請受付要項については、準備中ですのでお待ちください。（要請期間終了後HPに掲載予定）  
最新情報は三重県のHPで更新しますので、確認してください。  
申請受付要項を確認のうえ、必要書類を整え申請してください。

### 必要書類の準備

申請書（様式）、誓約書（様式）等に加え、添付書類として、営業実態が客観的にわかる書類（通常時及び要請期間中の営業時間が確認できる書類等）を準備してください。

今後、必要書類が変更となる場合がありますので、正式な必要書類は申請受付要項をご確認ください。

### チェックシートに基づいて必要書類の確認

必要な書類が整っているか、チェックシートで確認してください。

### 申請（郵送）

書類に不備がある場合や提出書類から客観的に営業実態が確認できない場合は、協力金が支給されない可能性があります。

## 申請期間・申請に必要な書類

申請期間及び申請受付要項については、準備中です。（要請期間終了後HPに掲載予定）

三重県HPに掲載する申請受付要項を確認のうえ、必要書類を整え申請してください。